学校法人大阪医科薬科大学 役員等報酬規則

(平成29年4月1日施行)

(目的)

- 第1条 この規則は、学校法人大阪医科薬科大学(以下、「法人」という。) 寄附行為第38条の規 定に基づき、役員(学長、校長及び病院長を除く。)、評議員、相談役及び参与(以下、「役員等」 という。)に支給する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 法人は、私立学校法第48条に基づき、役員等に対する報酬等について、文部科学省令で定める ところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考 慮し、適正な支給の基準を定めるものとする。

(報酬の額)

- 第2条 役員等の報酬は、別表1及び別表2に定める額とする。ただし、役員である者が評議員に選任されている場合は、役員の報酬のみ支給する。
- 2 前項の報酬は、役員等に就任した日の属する月から支給し、役員等を退任した日の属する月をもって支給を終了する。

(交通費の支給)

第3条 役員等(常勤の者に限る。)には、報酬のほか教職員の通勤手当の例により交通費を支給する。2 前項以外の役員等の交通費については、その実費を支給する。

(報酬等の支払日)

第4条 役員等の報酬及び交通費の支払日は、当該月の25日(休日の場合は前日、前日が休日の場合は前々日)とする。ただし、前条第2項に定める交通費については、会議等出席の際に支給する。

(進用)

第5条 学長及び校長の給与については、本法人職員の給与規則等の定めに拘わらず、第2条及び第3条を準用して支給するものとし、その他の諸手当は支給しない。

(公表)

第6条 法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで理事会が行う。

附則

- 1 この内規は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この内規の制定に伴い、平成28年4月1日施行の学校法人大阪医科薬科大学役員等報酬規則 は廃止する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

号	報酬月額(円)
1	420, 000
2	525, 000
3	630, 000
4	735, 000
5	840, 000
6	945, 000
7	1, 050, 000
8	1, 155, 000
9	1, 260, 000
1 0	1, 365, 000
1 1	1, 470, 000
1 2	1, 575, 000
13	1, 680, 000
1 4	1, 785, 000
1 5	1, 890, 000
1 6	1, 995, 000
1 7	2, 100, 000
18	2, 205, 000

備考

- 1. 理事長は17号~18号、副理事長は13号~15号の範囲で理事会が決定する。
- 2. 常務理事は9号~11号の範囲で理事会が決定する。ただし、職員を兼務する常務理事の場合はこの表を適用せず、管理職手当として月額200,000円を支給する。
- 3. 常任監事及び常勤の理事は7号~8号の範囲で理事会が決定する。
- 4. 相談役は1期目9号、2期目5号とする。
- 5. 寄附行為第6条第1項第1号理事については、8号~10号ないしは12号~14号の範囲内で理事会が決定する。

別表2

役職名	報酬月額(円)
非常勤の理事・監事	50, 000
評議員	20,000
参与	別表1の2号相当額又は退任前の年間報酬(又は給与)総額の12分
	の1の額の60%の額のうち有利な額

借去

- 1. 理事である病院長には、この表を適用しない。ただし、管理職手当として、月額 200,000 円を支給する。
- 2. 本法人の常勤職員で理事を兼務する者はこの表を適用しない。ただし、非常勤の理事と同様に月

額50,000円を支給する。

3. 非常勤の理事とは、本法人における勤務(役員以外の役職を含む。)が本務でない理事のことをいう。